

働きやすさが未来を創る

多様な働き方推進事業費 補助金のご案内



誰もが働きやすい 職場づくりコース

- 時間単位の年次有給休暇制度の導入等
仕事と生活(育児・介護)の両立支援のための就業規則等社内制度の整備
- 労働生産性の向上による長時間労働の削減につながる機器、ソフトウェアの導入
- 託児スペースの整備
- 多様な働き方の理解促進に向けた研修・セミナーの実施
- 就業規則、業務マニュアル等の翻訳
- 外国人従業員の日本語学習サービスの利用等

最大 **100** 万円



テレワークコース

- テレワークの実施・推進のための
情報通信機器(パソコン等)の導入
- テレワークに関する就業規則、社内規則の整備
- テレワークに関する研修等の実施 等

最大 **50** 万円



病児保育コース

- 病児対応の子連れ出勤スペースの設置
- ベビーシッターの派遣
- 子の看護等休暇制度の整備 等

最大 **100** 万円



育児休業取得促進コース

- 育児休業取得促進のための就業規則・賃金規程の改正
- 育児休業取得促進のための研修・セミナーの実施

最大 **50** 万円



新たに実施する取組を発信し、人材確保につなげるための求人広告の出稿、企業説明会への出展も支援します!※
※テレワークコースは除く

申請期間

令和7年 4月18日(金)~
令和7年 11月28日(金)

京都府では府内企業の人材確保・定着を支援しています!



Kyoto Industries Human Resources Center

京都企業人材確保センター



補助上限額・補助率

コース名		補助上限額	補助率		
			中小企業等	小規模企業者	
1	誰もが働きやすい職場づくりコース ※1 ※2	50万円	1/2	2/3	
2	病児保育コース ※2	病児対応の子連れ出勤スペースの設置			100万円
		ベビーシッターの派遣			10万円
		子の看護等休暇制度の改正			15万円
3	育児休業取得促進コース ※2	50万円			
4	テレワークコース	50万円			
1~3コースの取組を発信し、人材確保に繋げるための求人媒体への掲載、企業説明会への出展等 ※2		※3			

※1 時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入し、かつ効果測定期間における年次有給休暇取得率の10%上昇を達成した場合は【補助上限額】100万円【補助率】2/3

※2 複数事業者が共同で事業実施する場合【補助上限額】100万円【補助率】2/3

※3 1~3の各コースの補助上限額(ただし「ベビーシッターの派遣」「子の看護等休暇制度の改正」は50万円が上限)

補助対象者

京都府内に事業所を有し、かつ、「子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言」を行うものであって、以下のいずれかに該当するもの(みなし大企業に該当しないもの及び国または地方公共団体から出費を受けていないものに限る。)

ア 業種区分に応じて **A** または **B** を満たすもの(個人事業を含む)。その他の法人は、区分に応じて **C** を満たすもの

業種区分	A 資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	B 従業員基準 (常時使用する従業員の数)
① 製造業、建設業、運輸業	3億円 以下	300人 以下
② 卸売業	1億円 以下	100人 以下
③ サービス(ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円 以下	100人 以下
④ 小売業	5,000万円 以下	50人 以下
⑤ ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造を除く)	3億円 以下	900人 以下
⑥ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円 以下	300人 以下
⑦ 旅館業	5,000万円 以下	200人 以下
⑧ その他の業種(上記以外)	3億円 以下	300人 以下
その他の法人	C 組織形態・従業員数	
⑨ 組合、連合会	中小企業等経営強化法第2条第1項第6号から第8号に規定される相合及び連合会	
⑩ 医療法人、学校法人、社会福祉法人	常時使用する従業員数が100人以下の者	
⑪ 社団法人(一般・公益)	直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であり、かつ、①~⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者	
⑫ 財団法人(一般・公益)	①~⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者	
⑬ 特定非営利活動法人	①~⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者	

イ きょうと福祉人材育成認証制度による認証を受けているもののうち会社以外のもの

ウ 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度による認証を受けているもののうち会社以外のもの

エ ア、イ、及びウに掲げるもののほか、特に京都府が認めるもの

補助対象期間

交付決定日~令和8年2月28日(土) ※期限までに、経費の支払いも含め事業を完了することが必要です。

お問い合わせ先

【誰もが働きやすい職場づくりコース、病児保育コース、育児休業取得促進コース】

京都府 商工労働観光部 労働政策室 ☎075-682-8925

〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ東館2F 受付時間:平日9時~17時

【テレワークコース】

京都企業人材確保センター ☎075-682-8948

〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ東館2F 受付時間:平日9時~17時

